

みんなのスタジオHAPPINESS 規約

2020年
1月改定

第 1条 名称

当スタジオは、「みんなのスタジオHAPPINESS」と称します。

第 2条 所在地

当スタジオの所在地は、越前市上太田町第50号5番地の7 です。

第 3条 目的

当スタジオは、ダンスを中心として運動に親しみ、楽しみながら心身の健康維持、増進に努めることで、スポーツの振興を図ることを目的とします。

第 4条 入会資格

当スタジオに入会出来るものは、各コース別に定められた資格に該当し、当スタジオの規則に賛同した者を対象とします。

第 5条 入会手続き

当スタジオに入会希望される方は、所定の入会申込手続きを行ない当スタジオの承諾を得た上、定める月謝等を納入するものとします。尚、入会時に会員カード作成料を支払うものとします。

第 6条 授業日時

会員は、個人の能力と希望に応じて、各コース毎に定められた曜日、時間に指導を受ける事ができます。
なお、講師の都合などにより日時は変更になる場合があります。

第 7条 授業内容・講師

当スタジオは、各レッスンに応じた授業内容を定め、その内容はスタジオ代表者及びインストラクター会議に於いて決定します。
諸事情により講師が変更になる場合がありますが、その場合でも月会費やチケット料金などの返金は致しかねます。

第 8条 休業日

当スタジオは、レッスンスケジュール表に基づき定期休業日及びメンテナンスその他やむを得ない事由が発生した場合休業日にすることがあります。

第 9条 休会・退会

- 1) 休会を希望する方は、前月の20日迄に届け出るものとします。20日が休館日の場合は、前日迄とします。
- 2) 会員が当スタジオを退会する場合は、会員カードを返却のうえ退会届けを20日迄に提出し、月謝の未納金がある時にはこれを完納するものとします。尚、すでに納付してある入会金・会費等は、返還しないものとします。又その効力も失う事とします。

第10条 会員のモラル

会員は、下記のことを厳守すること。

- 1) 講師の指示に従いルールを守ること。
- 2) 当施設以外の駐車場や路上には駐停車しないこと。
- 3) 会員が未成年の場合は保護者が責任を持つこと。

第11条 入会金

- 1) 会員は、別に定める入会金を納入するものとします。
- 2) 入会金は、退会される月まで有効とします。

第12条 月謝

- 1) 会員は、当スタジオの定める月謝を所定の方法で1カ月毎に納入するものとします。
- 2) 月謝は、毎月27日に翌月分を自動振替とします。
- 3) 休会手続きをとった場合休会期間中の月謝は、別途に定めるものとします。

第13条 年会費

- 1) 会員は、別に定める年会費を納入するものとします。
- 2) 年会費は、毎年会員の入会月に支払うものとします。

第14条 月謝の不返還

一旦、納入した入会金及び月謝等は、指定期日迄にお届けのない場合は返還しないものとします。

第15条 月謝の滞納

会員が事前に承諾手続きをとる場合のほか、正当な理由がなく、月謝等の納入を2ヶ月間怠った時は、当スタジオの利用権を停止され同時に会員として資格を失うものとします。

第16条 傷害及び保険

- 1) 会員の責に帰する傷害に関しては、当スタジオは一切その責任を負わない。但し、軽微な傷害の応急処置は行なうものとします。
- 2) 当スタジオ内において定められた授業時間内で当スタジオの責と認められる事故に付いては、当スタジオの加入する傷害保険金内での補償をし、それ以上の補償の責任はないものとします。

第17条 賠償責任免除

当スタジオの施設利用に際して生じた盗難、傷害等の事故については、一切の損害賠償の責を負わない。但し、当スタジオに故意、又は、重過失があった場合は、この限りではないものとします。

第18条 除名

会員としてふさわしくない行為のある時は、当スタジオ運営委員会の決議により除名処分を受ける事があります。

第19条 喫煙・飲酒

スタジオ内は禁煙とします。又飲酒での施設利用はできないものとします。

第20条 駐車場での事故

当スタジオは、会員が無料で利用できる駐車場を用意してありますが、駐車場における事故等についての損害賠償の責は、一切負わないものとします。また、譲り合ってご利用下さい。

第21条 備品等の破損

当スタジオの備品(鏡や音響機器など)を破損させた場合は、会員またはその保護者が修理代金を負担するものとする。